

参議院産業公害及び交通対策特別委員会会議録第十五号

昭和四十二年七月十二日(水曜日)
午後二時十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松澤 兼人君
理事 石井 桂君
宮崎 正雄君
大倉 精一君
柳岡 秋夫君
原田 立君

委員 植木 光教君
奥村 悦造君
木村 睦男君
楠 正俊君
黒木 利克君
土屋 義彦君
中津井 真君
柳田 桃太郎君
横山 フク君
戸田 菊雄君
中村 順造君
成瀬 幡治君
小平 芳平君
瓜生 清君
林 塩君

衆議院議員

議長 山下 策二君
議員 古川 文吉君
議員 山田 旺目君
議員 松本 忠助君

國務大臣

運輸大臣 大橋 武夫君
國務大臣 塚原 俊郎君

政府委員

總理府總務副長 上村 千一郎君
官 内閣總理大臣官 宮崎 清文君
房陸上交通安全 鈴木 光一君
調査室長 金丸 信君
警察庁交通局長 増川 遼三君
運輸政務次官 渡谷 直藏君
運輸省鉄道監督 渡輪健二郎君
局長 建設政務次官 吉田 善次郎君
建設省道路局長 藤井 直樹君

事務局側

常任委員会専門 大蔵省主計局主 藤井 直樹君
員 計官

説明員

大蔵省主計局主 藤井 直樹君
計官

○通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案(衆議院提出)

○委員長(松澤兼人君) ただいまから産業公害及び交通対策特別委員会を開会いたします。

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。発議者・衆議院議員古川文吉君。

○衆議院議員(古川文吉君) ただいま議題となり

ました通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表いたしまして、私からその提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

わが国経済の発展と共に伴う国民生活

の上昇は、ここ数年来自動車台数の急激な増加をもたらし、これが一つの大きな要因となりまして、交通事故も年々著しい増加を見るに至っております。その交通事故のうちでも、児童幼児の交通事故は、これらの者が自己防衛能力に乏しいだけに、まことに悲惨なものであり、また、このような痛ましい交通事故が通学路において頻発している昨今の状況の中で、小学校、幼稚園または保育所に子供を通わせる親の不安は、はかり知れないものがあります。さらに、交通事故のうちの踏切道における交通事故は、本年四月発生した南海電鉄踏切事故にも見られますように、一たび事故が発生した場合には、多数の死傷者が発生するという重大な結果をもたらしているものであります。

したがって、このような通学路及び踏切道における交通事故を防止することは、今日国民のすべてが痛切に要望しているところであると考えるため、国及び地方公共団体が一体となつて、総合的な計画のもとに、通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良を緊急に実施すること等が何よりも必要とされるのであります。

以上申し述べましたような見地から、このたび、通学路にかかる交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置を内容とするこの法律案を提出いたすこととした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明いたします。まず、第一章に規定する総則について御説明いたします。

総則においては、この法律の目的を定めるとともに、通学路にかかる交通安全施設等整備事業、踏切道の構造改良に関する事業等のすみやかな実施をはかるべき国及び地方公共団体の責務を明らかにしております。

次に、第二章に規定する通学路にかかる交通安全施設等の整備に関する緊急措置について御説明いたします。

第一に、緊急に交通安全を確保する必要がある通学路について、きめこまかく交通安全施設等の整備をはかるため、都道府県公安委員会及び道路管理者は、それぞれの段階におきまして昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき通学路にかかる交通安全施設等整備事業に関する市町村計画、都道府県総合計画等を作成しなければならぬものといたしております。なお、計画の作成者は、市町村計画及び都道府県総合計画の作成に当たっては、市町村または都道府県の通学路及び踏切道交通安全対策協議会(当該協議会が置かれていないときは、関係者の意見を聞かなければならぬもの)といたしております。

第二に、通学路にかかる都道府県総合計画等に定める事業のうち、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべきものを明らかにするため、国家公安委員会及び建設大臣は、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見を聞いて所要の計画の案を作成し、これに伴い、現行の交通安全施設等整備事業三カ年計画を変更する案を作成しなければならぬことといたしております。

第三に、この法律に規定する通学路に係る諸計画のすみやかな策定をはかるため、それらの諸計画の作成提出等については、それぞれの計画ごとに、その期限を定めることといたしており、特に交通安全施設等整備事業三カ年計画を変更する案については、本年十一月末日までに閣議決定を求めなければならないことといたすとともに、これ

に伴い最終的に作成される実施計画の提出期限は、本年十二月末日といたしております。

第四に、通学路にかかる都道府県総合計画等に定める事業で、交通安全施設等整備事業三カ年計画に基づき実施すべきもの以外の実施を確保するため、都道府県公安委員会または地方道路等の道路管理者に対し、当該事業の実施を義務づけることといたしております。

次に、第三章に規定する踏切道の構造改良及び踏切道にかかる保安設備の整備に関する緊急措置について御説明いたします。

第一に、緊急に交通の安全を確保する必要がある踏切道について、きめこまかく踏切道の構造改良及び踏切道にかかる保安設備の整備をはかるため、鉄道事業者及び道路管理者または鉄道事業者は、それぞれの段階におきまして昭和四十二年及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道整備事業に関する市町村計画、同計画を調整して内容の一部とする都道府県総合計画等を作成しなければならぬものとしております。なお、計画の作成は、市町村計画、都道府県総合計画等の作成にあつては、市町村または都道府県の通学路及び踏切道交通安全対策協議会（当該協議会が置かれていないときは、関係者の意見を聞かなければならぬものとして）しております。

第二に、国の立場から見て昭和四十二年及び昭和四十三年度において踏切道の構造改良に関する事業または踏切道にかかる保安設備の整備に関する事業を実施する必要があると認められる踏切道を明らかにするため、運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、当該踏切道を指定しなければならぬことといたしております。

第三に、踏切道にかかる都道府県総合計画等に定める事業のうち、指定踏切道について実施すべきものを明らかにするため、運輸大臣及び建設大臣は、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見を聞いて、踏切道緊急整備計画の案を作成し、その案について閣議の決定を求めなければならないものとしております。

第四に、踏切道緊急整備計画の実施を確保するため、道路管理者または鉄道事業者は、踏切道緊急整備計画に即して指定踏切道にかかる踏切道整備事業を実施しなければならないものとしております。

第五に、この法律に規定する踏切道にかかる諸計画のすみやかな策定をはかるため、通学路にかかる諸計画の場合と同様にそれらの諸計画の作成提出については、それぞれの計画ごとにその期限を定めることといたしており、特に踏切道緊急整備計画については、本年十一月末日までに閣議決定を求めなければならないことといたすとともに、これに伴い最終的に作成される実施計画の提出期限は、本年十二月末日といたしております。

第六に、鉄道事業者及び道路管理者または鉄道事業者が作成した計画に定める事業で踏切道緊急整備計画に基づき実施すべきもの以外の実施を確保するため、道路管理者または鉄道事業者に対し、当該事業の実施を義務づけることといたしております。

次に、第四章に規定する通学路にかかる交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の費用についての補助、負担等について御説明いたします。

第一に、通学路にかかる交通安全施設等整備事業のうち、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の規定による交通安全施設等整備事業として実施するものに要する費用についての市町村負担の軽減をはかることを旨として、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の二分の一以上三分の二以内をその費用を負担する市町村に対して補助することができるといたしております。

第二に、踏切道整備事業の実施に要する費用の負担者及び負担方法を明らかにするため、踏切道の構造改良に関する事業の実施に要する費用の負担については、道路管理者と鉄道事業者との協議により定めることとし、踏切道にかかる保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用について

は、鉄道事業者が負担することといたしております。

第三に、踏切道緊急整備計画による踏切道の構造改良に関する事業に要する費用についての市町村負担の軽減をはかることを旨として、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の二分の一以上三分の二以内をその費用を負担する市町村に対して補助することができるといたしております。

第四に、踏切道整備事業の実施を促進するため、国等は、鉄道事業者に対し、指定踏切道にかかる保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用について、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助すること、その他所要の助成措置を講ずるものとしております。

第五に、地方単独事業として行なわれる通学路にかかる交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施を促進するため、国は、当該事業の実施に要する費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるよう、つとめなければならないものとしております。

次に、第五章に規定する通学路及び踏切道にかかる交通規制等について御説明いたします。

通学路及び踏切道における交通の安全を確保するため、都道府県公安委員会及び道路管理者は、通学路または踏切道にかかる計画的な交通規制の実施、踏切道の統合等をはかるものとしております。

最後に、第六章に規定する中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会等について御説明いたします。

通学路及び踏切道にかかる交通の安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画について審議し、及びその実施を推進するため、総理府に附属機関として中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会、都道府県に都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会をそれぞれ置くものとし、市町村は、条例で、市町村通学路及び踏切道交通安全

対策協議会を置くことができるものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞすみやかに御審議の上、御可決下さるようお願いを申し上げる次第でございます。

○委員長（松澤兼人君） 衆議院議員山田壯目君、衆議院議員山田壯目君、ただいま議題となり

ました法案の提案がなされたわけでありましたが、これに關しまして、衆議院のほうで委員会審議の際に申し合わせた事項、これは理事の方々のサインをいたしました申し合わせがございます。これに基づいて政府側の答弁がなされておりますので、それらについて、つけ加えて御説明をお許しいただきたいと思ひます。

問題は、いまの御説明のございました第四章に、二十一条から二十三条にかかる問題でございます。昭和四十二年の予算が市町村の補助率を二分の一と規定をいたしております。それを第四章に、二十一条から二十三条にわたりました二分の一以上、三分の二以内といたしておりますのであります。そこで、地方自治体の財政窮乏を救済しなければ、せつかくこの法律がきつても実を結びませんので、三分の二の補助を行なうように申し合わせをいたしましたのであります。それを讀み上げたいと思ひます。

申合せ
通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案により、市町村が実施する通学路及び踏切道の構造改良に関する事業費補助については、国は予算の範囲内において政令で定めるところにより二分の一以上、三分の二以内の補助率で補助することとなつてゐるが、本法案の趣旨にかんがみ、補助率及び昭和四十二年における適用事業について次の通り申し合はせる。

一、政府は、昭和四十二年中に補正予算を編成するときは、三分の二の補助率により予算措置を講ずること、また、昭和四十三年度におい

ても同様の補助率により措置するものとする。
二、昭和四十二年において前項の補助率の適用を受ける事業は、本法施行以後の事業について適用するものとする。

これが申し合わせでございます。これに對して、政府側からの答弁を讀み上げておきます。
「この法律案が成立いたしました。当面は現在の予算の範囲内で事業を実施するわけでありますから、補助率は現行の率によらざるを得ないわけでありまして。しかし、将来予算補正の機会があります際には、補助率を三分の二に引き上げることにも当然考慮いたすことになるものと存じます。」

なお、この場合、この法律案の施行の時期にさかのぼって適用いたすことにつきましては、十分検討することといたしたいと存じます。」「こういう答弁をいただいております。最低の線として御理解いただきまして、慎重に御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) 本案に對し、質疑のおありの方は、順次御發言を願います。石井君。

○石井桂君 私は、一つの具体的な踏切道につきまして例をあげて、問題が起きている点を説明いたしまして、そうして関係官庁の責任者の方のまづ御意見を聞き、さらには、ただいま提案されております法律が施行されますならば、どういふ法律効果があるかということを、法律案の提案者からも承りたいと存じます。

それは東京の郊外の問題でございますが、西武線の国分寺線でございます。その国分寺駅から北のほうへ行きますと恋ヶ窪という駅があります。その恋ヶ窪の駅の近くの踏切、それは国分寺市戸倉という町ですが、その長年使われておりました踏切道が昭和三十九年の十一月、いまから三年前に閉鎖されました。そのために——中学校が一つあるのですが、それは国分寺市内に一つだけある中学校、その中学校の通学路が遮断された。そのために中学校の三百人近い学生は、いままで通っていた踏切道を閉鎖されて通れなくなりまして、百七十二号という都道を通っていかねば

ならぬ仕儀になりました。そのために交通ひんばんなその都道を遠回りをするにと、もう一つは非常な災害が起きるといふことに相なりまして、踏切をどうか心配なく使えるように復活するか、あるいはオーバーブリッジをつくってくれという陳情を三カ年続けて、一千名くらいの方々の名前で、西武鉄道のほうと市会の方に陳情していつたそうです。しかし、今回各党共同提案で「通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案」が出るような時代に、どういふことで三カ年もこのまわりの住民の希望がかなえられなかったのかということは、私ども問題にすることを避けても、いまだどうして、この踏切道が安全に学童を、オーバーブリッジがあるいは何らかの保安施設を嚴重に整備して渡れるようにしなければならぬように思えるわけでございます。そういう場合に運輸省あるいは建設省等のそれぞれの関係御当局は、どういふふうなお考えを持ち、どういふふうな処置をなさる用意がござるか、それを承りたいと思つております。

○政府委員(増川達三君) ただいまの御質問の踏切道は、恋ヶ窪一踏切という名称の踏切だと存じます。この踏切は、昭和四十年の七月に道路管理署であります国分寺市当局と西武鉄道との協議の結果、国分寺六踏切道までのつけかえ道路、これを西武鉄道のほうで負担いたしました整備するといふことを条件に協議が整つたのでございまして、このつけかえ道路を整備してから閉鎖されたものでございまして。国分寺六踏切と申しますのは、恋ヶ窪の駅の南側に位置する踏切でございます。問題の恋ヶ窪一踏切と申しますのは、恋ヶ窪の駅の北側に位置するものでございす。その間約二百メートルの距離がございす。

この状況を申し上げますと、恋ヶ窪一踏切は幅員が一メートル八十という非常に小さな踏切でございます。当時無人の第四種踏切であつたわけでございます。非常に危険性もあるし、すぐ駅の反対側にもつといひ、りっぱな踏切があるといふことで、こちらのほうを、すなわち国分寺六踏切

切を整備をいたしまして、これを自動の第一種といふふうに変更いたしました上で、かつ駅前を通りまして、恋ヶ窪一踏切のところから国分寺六踏切のところまでの道路の拡幅をいたした上で、この恋ヶ窪一踏切を閉鎖したという事情に相なつております。鉄道の反対側から中学へ通学するといふのにつきましては、距離から言いますと、恋ヶ窪を通りまして、恋ヶ窪一踏切を通つていく距離と、恋ヶ窪の駅の前を通つて国分寺六踏切を渡りましていく距離とは、そう大した距離でもないじゃないかといふふうに見られたわけでございます。りっぱな踏切のあるところへ集約したほうが事故防止上もよからうという判断によつたものと考えられてございす。しかしながら二百メートルといひまして、なくなりまして恋ヶ窪一踏切の両側のすぐ近いところに行くといふ人が迂回しますと、四百メートルといふことにも相なりますので、そういう不便さといふものもあるかとわれわれは見ております。したがいてこれに對しまして、いまさらここに新たに踏切を開くといふわけにもまいりませんし、通学者並びに付近住民の利便を考えまして、今後の問題といたしましては地元と鉄道業者といふものとが協議をいたしまして、歩道橋をここに設置するといふことが最善の措置ではなからうか、こういうふうな考えをしております。運輸省といひまして関係者に対してそういうふうな指導をいたすつもりでございます。

○石井桂君 ただいまのお答えで大体いいと思うのですけれども、その歩道橋をつくるというのは地元の方々と協力して言うんですから、二年も三年もかかるけれど困るんですが、大体ほんとうには局長の御尽力でどのくらい早くできるお見込みですか。

○政府委員(増川達三君) この点につきましては、業者と地元道路管理者側とのすでに話し合ひもやつておるようでございますから、できるだけ早く御要望に沿うようにつとめさせたいと考えております。

○石井桂君 ただいま局長の御答弁のうちに、閉鎖した踏切は一メートル八十——昔の間半か二間ですね、そういう狭い道路であるからそれを整理しちゃつて、こつちの南のほうの百七十二号の、大きな自動車があふぶん飛ぶようなところへ合せて、歩かしたほうがいいといふことですけれどもね。大体町に人自走車がぶんぶん飛ぶようなところは避けて、そして一周半か二間の通路を歩くのが多いのじゃないですか。それを御親切にも、そういう狭いところは通らないようにして、学校へ行くのに一番近道を閉鎖しちゃつて、そうしてずっと南のほうの二百メートル離れたところまで誘導していつて、大きなコンクリート道路へ誘導するなんていうのは、やはり児童あるいは学童の道路とか、交通の安全とかを考えたことでないように承つたんです。いま、そういう響きを私は受けたんですが、やはり道路があるところは安全に渡してやるというふうななざつていただき、そういうところが危険なら、初めからオーバーブリッジをつくつてやるということとで御指導いただければいいのを、局長さんの話では、こつちの道路はきたならしいとか、狭いだろから、こつちを通つたほうがいいのだからといふので、指導してやることは何か非常に独善的な響きを感じたんですが、それで地元民は、一千名くらいの方がござつて毎年そういうことを避けてくれと陳情しておるのですよ、それを抑えた——西武鉄道の御都合もあるでしょうけれども、それを監督する局長さんが——一千名でもやはり国民の一部なんですから——めんどろ見てやるといふ気持ちになれなかつたものかどうか。

○政府委員(増川達三君) これを閉鎖するにあつたてのいきさつを先ほどわれわれのほうで調べて申し上げたわけでございますが、當時はそのように、地元道路管理者並びに鉄道事業者というものが判断をしたものと考えられるわけでございます。その後のいろいろの状況によりまして、オーバーブリッジといふこともやはり考える必要があろうとわれわれは判断をいたしております。

で、そのように指導したいと考えます。

○石井桂君 それでは局長さんの部下がどなたか——これはもう、かなり長い間問題になっているので、現場をお調べになった方がおられるでしょうか。電話か何かで聞いただけでは、これだけ千人も騒いでいるのに、しかも三年も続いているのに、私もまことに申しわけないけれども最近にしか知らない。だけれども、書類が何かに書いてあることをごらんになってのいまのお答えなんでしょうか。しっかりと現場をどなたか部下に確認させてからの答えですか。

○政府委員(増川三三) 私どものほうには事前連絡があつて措置されたものでございまして、事後に報告を受けてはおります。したがって、私どものほうの書類が残つておるわけではございません。あらためて、われわれのほうから現場のほうへ問い合わせをいたしまして確認をしたものでございまして。なお、その踏切道付近につきましても、私、まあ個人的でございすけれども、あの辺よく地理を存じております。私、あの辺を歩いたこともございすので、確かにおっしゃるようなことはあるかと判断をいたしております。

○石井桂君 もう、あまりしつこくお尋ねしませんが、局長さんができるだけ早く歩道橋をかけて、そうしてひとつ学童の交通安全をはかりたい、そういうお答えのようですから、私は、この問題についてはもうこれ以上追及しませんけれども、ちょうど政務次官がいられついでいますから、運輸省の御方針並びにあつて関連して、建設省の政務次官もいらつしやいますから、それぞれからお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(金丸信君) 踏切道の問題につきましては、運輸省といたしましては、できるだけ完全な踏切道にしたいということで三種、二種というようなものもあるわけですが、できるだけ踏切の数を最少限にして、そしてできるだけ立体交差に持っていきたいという考えを持っております。そういう意味でただいまのお話も、一メートル八十というような踏切よりも広い踏切に持っていきたい——当時の状況から言へば、いまの状況とはまた変わつておつたと思うのですが、いまの交通事情から考えてみますと、また非常に変つてきておる。それがまたその地元の人たちが、これじゃあぶなくて困るということである。私は思ふわけでありまして、そういう点なお十分に調査いたしまして、御指摘の点につきましては住民の満足のいくような方向に最善の努力をいたしたいと考えております。

○政府委員(森谷直蔵君) ただいま運輸政務次官から答弁がありましたように、私のほうも運輸省と十分相談をいたしまして、現地の意向も十分に聞きながら善処したいと考えております。

○石井桂君 そこで、このたゞいま議題になっている法律が施行されると、いまの具体的問題はどのような法律効果としてあらわれませんか。それを提案者から御説明願ひます。

○衆議院議員(山田壯目君) この臨時措置法は、現在ある踏切をなるべく安全にしたい、こういうことで、すでに廃止しております踏切道の問題は別の問題であると思つております。ただいま両省から善処するという話でありますので、両省に期待をいたしたいと思ひます。

○石井桂君 そうすると、この法律案は、これからできる踏切に対するものでしょうか、現在既存のものでも、交通量が急激にふえたりなんかしたような場合に、そこに何らかの保安設備あるいは踏切等を設けられたいわけでしょうか。

○衆議院議員(山田壯目君) ただいまちょっと、こゝろが足りなかつたと思ひますが、現在ある踏切をより安全にしよう、これも今度の踏切道に関する限りは、幅を拡幅して舗装するという問題だけを今度のこの臨時措置法で言つておりますので、あるいは立体交差、こういうものは別途考へることにいたしまして、たださしあたり踏切を広げて、それを舗装してなめらかにする、こういうのが行き届いていないところが多いので、これだけはいま取り上げているわけでございます。

ちよつと申し落としたが、それと踏切道の改良と、それから保安設備、信号機の問題、これだけの問題をいたしてあります。

○大倉精一君 まず、各党諸君が非常に苦心されてまとめ上げられた御努力に對しまして敬意を表します。同時に、これから若干この法案に對して、政府を鞭撻する意味においても、念を押してみたいと思ひますが、お答え願ひたいと思ひます。

第一番に、協議会というものがあつて、協議会の意見を聞かなければならぬということになつておるので、各都道府県並びに中央の安全対策協議会というものは非常に重要な役割を持つことになる。これは、これをずっと見てみますと、各省大臣がずらつと顔を並べておるので、すけれども、この運営をうまくやらないと、どうでしょう、また寄り合い世帯のような感じになつてくる。こういう点について、これはよほどしっかりと運営をしてもらはないと、この「仏つくて魂入れず」ということになるので、こゝろの点について調査室長のほうから御意見なり、あるいは運営についての所信をひとつ表明をしてもいいと思ひます。

○政府委員(宮崎清文君) この法律案によりまして通学路におきます交通安全施設の整備あるいは踏切道の改良がうまくいくか、いかにいかの一点のポイントは、それぞれの段階におきます協議会の運営いかんにかつておると思ひますので、少なくとも中央の協議会につきましても、この法律にも明記してございすように、事務局は現在の総理府にございすので、できるだけ事務的に万全を期するように努力をしたいと思ひます。

○大倉精一君 これは、ぜひそういうぐあひにお願いしたいと思ひます。まあこれだけ見ると、協議会の中にこれまた縄張り争ひができるのじやないかという感じがございすので、そういうことであれば、各党の御努力というものは全然水泡に帰するといふぐあひになりますので、私も、これは官房長官のほうにも申し添えておいてもらいたいと思ひます。

それから、今度の実施計画の最終策定が十二月の末になつておるので、これは法律案によりまして、市町村段階では八月三十一日まで、都道府県段階では九月三十日まで、それから内閣総理大臣及び建設大臣が十一月三十日までに閣議決定を求めて、最終的にきまるのは十二月三十一日と、こういうふうになつておるので、八月から始まるのですが、これは各都道府県の協議会に諮問をされ意見を聞き、そうしてあつちへ行つたり、こつちへ来たり——だれかの表現によればキャッチボールが始まる。キャッチボールが始まつて、そうして十一月末日までにつくつておらなければならぬと思ひます。これは、ひとつ格段の努力をしてもらわれないと間に合わないのじやないかという心配があるわけですが、しかも、この法律の実施ということは、現在の交通事故から見て緊急を要する問題である。でありますから、とりあえず、何を置いても万難を排して十一月末日までやつてもらわれないと——期日を守つてもらわれないと、せっかくつくつてもらつた各党の努力も水の泡に帰するといふことでありますので、これは確実な十一月末日までにできる、こういう行政指導を強力にやつてもらいたい。こゝでひとつ、必ず十一月末日までにやります。こゝでひとつをひとつ言明をしてもらいたいと思ひます。

○衆議院議員(山田壯目君) 提案者からも、ひとつ御答弁申し上げておきたいと思ひます。今度の措置法の特徴は、いまおっしゃつたとおり、一定期限内に必ずやる——いままでも、やるやると言つたわけですが、予算の関係もありまして話だけで終わつた。今度は期限を切つてやるのだということが、この法律の特徴でございす。

いまお話のとおり、末端までは上げるのにはなかなか時日を要する。いままでのようなやり方でしたら、御心配の点は無理もない。現に、政府のほうで調査をやつておりましたも期限どおりには集まつておりません。けれども今度、この法

律は、交通安全ということとは国と地方公共団体、さらに国民全体が関心を持つてやるべきだということだ。これをとりまわす。総理府のほうに徹底してもらって期限内にぜひともこれを実行してもらい、こういう覚悟でおります。

○政府委員(宮崎清文君) 御指摘のとおりでございます。かりにこの法律案が成立いたしましたら、直ちに関係省庁の事務担当者を集めまして、関係省庁それから都道府県、市町村に十分にこの趣旨を傳達いたしまして、万遺漏なきを期したいと思っております。

○大倉精一君 これは重要なポイントですから、大臣がおいでになります。幸い各政務次官がおいでになりますから、政務次官に各省庁を代表して決意のほどを示してもらいたいと思っております。

○政府委員(渡谷直藏君) 御指摘のようにこの法律案はこの会期中に成立するだろうと思っておりますが、七月ももう末でございます。八月末一ぱいに全国の計画をまとめるということは、従来の行政の実績から見ますと、かなりの無理があるのじゃないかというふうに考えられます。しかしながら、現下のこの交通戦争という事態は一日も放置を許さない。こういうことで、国家の最高意思としてこの緊急措置法が制定されるわけでございすので、私も政府側といたしまして、この法律の趣旨を体しまして、全力をあげてこの法律の期待どおりに、ひとつ万全の努力をいたしたいと考えております。

○政府委員(金丸信君) ただいま建設政務次官からも覚悟のほどを披露があったわけであります。運輸省といたしまして、なかなか困難な問題であらうと思いますが、この日限の中で完成するように指導、督促をいたしたいと考えております。

○大倉精一君 その他の省庁につきましては、ひとつ局長からこういう質問があり、こういう表明があったということをお伝え願って、ぜひとも、各省庁歩調をそろえてやってもらいようにお願いいたします。

それから次は、財政問題でありますけれども、この法律によりまして、「努めなければならない」という表現になっております。

そこで、まず提案者にお尋ねするのですけれども、たとえば第二十五条にいたしまして、二十六条にいたしまして「費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない」という結んであります。「努めなければならない」という表現は、場合によっては、非常にあいまいになるおそれがあると思いが、その立法の精神というものをひとつお聞かせ願いたい。これはどうしてもやってもらわなければならないと思うのですが、そこに「努めなければならない」と書いてありますので、若干不安の点がありますので、お聞かせ願いたい。

○衆議院議員(古川丈吉君) 先ほどもちょっと触れましたように、従来計画を立てましても、財政的な力がないので実現できなかった。ことに市町村がその最たるものだ、こういう考え方で従来道路法の規定によりまして、現在の予算のおおりに、二分の一の補助になっておるところを、今度は三分の二にしよう。それからもう一つは、従来零細な事業は補助対象にしないで、二百万以上でなければならなかった、今度は五十万以上のものをついて補助の対象にしよう、こういうことをやってもよろしいことではないか。そういうのと同時に、一方においては助成措置をとります。それが、それでもなお自治体として負担にたえないものにつきます。起債でもってこれをやる。起債はもちろんその自治体の債務として残るわけでございます。補助金の手当をするけれども、それでなお足りないところは起債でやる、こういうたてまえで立法をいたしたわけでございます。

○大倉精一君 きょうは大蔵大臣がおいでになります。残念ですが、幸い藤井主計官がおいでになりますから、大蔵省にも念を押しておきたい。この「努めなければならない」という表現は、ともすれば、大蔵省にとって、予算がないからとかなんとかいって、これが逃げる一つの突破口になるんじゃないか。それじゃいけないので、いまお話がありましたように、この財政確保という点につきましては、大蔵省としては引き受ける、よろしくございす。このぐらゐの決意は言ってもらわねと、これまた金がなければ「仏つくって魂入れず」ということになりまうので、最後にはやっぱりさいふを握っておるところがものを言う。そこで大蔵省は、この財政の措置の点について、この際、主計官からひとつ発言をしてもらいたいと思う。

○説明員(藤井直樹君) いま御指摘の二十五条の問題は、地方単独事業に対する国の財政上の措置というところでございまして、単独事業に對しましては、地方債の問題とか地方交付税の措置とか、そういうようなもので対処していきたいというところを考へておるわけでございす。さらに四十三年度になりますと、道路交通法の一部改正によりまして交通安全対策特別交付金というものもございまして、それが充てられることになるわけでございます。それで、先ほどおっしゃいました国の財政負担の問題といたしまして別に二十一条と二十三条に、それぞれ通学路の交通安全施設、それから踏切道の構造改良に関する事業、これにつきまして補助するという規定がございす。そちらのほうで国としては国費をもって財政上の措置をするというふうにしていただければ、二十五条のほうは地方単独の問題でございす。地方単独事業の財源につきましては、繰り返して申しますと、地方債の問題、地方交付税の交付の問題、四十三年度になりますと、交通安全対策特別交付金の交付の問題、こういう問題がございす。それぞれによって手当てされることになると思ひます。

○大倉精一君 それは事務的な答弁だと思ひます。すけれども、この法律の趣旨に従って財政措置ができる、こういうことですね。あなたの前置きは、ごちゃごちゃして、できるかできないかわかりませんから、できるというぐあいに承知してもらいすね。

○説明員(藤井直樹君) この二十一条、二十三条の規定によりまして、それぞれの事業に對しまして、国として、計画ができますれば、その計画に従ひまして補助金を計上していく、そういうことになるわけでございます。

○大倉精一君 二十五条、二十六条……

○説明員(藤井直樹君) 二十五条、二十六条のほうは、それぞれ地方債の措置、地方交付税の措置、そういうものを手当てしていくということになるわけでございます。

○大倉精一君 提案者、いまの答弁でいいですか。

○衆議院議員(古川丈吉君) 私の説明が少し不十分だったかもしれませんが、補助事業につきまして補助率を上げ、また零細な事業にも補助するということだをとり、単独事業については起債その他の財政措置——その他の財政措置という中には、いま大蔵省から説明がありましたように、来年の七月から例の道路交通法——これは道路交通法はぜひとも通してもらわなければなりません。が、反則金があるわけですから、道路交通法の反則金——罰金にかわるべき反則金というものがあつたわけですが、これが財源の一つに予定されているわけですね。この法案の中には書かなかったが、暗にそういうものも、含みを持って「その他」ということになっているわけでございます。

○大倉精一君 きょうは主計官でありますから、この問題は最終的には大蔵省の腹をきめてもらわねと、実効が伴わないということだけを申し上げて、大臣に強くそのことを言ってもらいたいと思ひます。それから、さらにまた、この法律によつて踏切道に関する事業量がふえてまいりますから、したがって、その部分だけほかの部分から削ることになる。そういうことに対しては、四十三年度で、あらためてほかのものを削らないように予算措置を考えなければならぬと思うのですが、提案者もそういうことをお考えでしやう。

ね。

○衆議院議員(古川文吉君) 法律にもちゃんと書いてありますとおり、事業量はふえたと、こういうたてまえでやっております。だから、ほかのほうを減すのではなくて、ほかのほうも私はさらにふえる事業計画量ができると思っております。

○大倉精一君 ですから、そういうほかへ食い込む部分については、来年度は食い込まなくてもいいような予算措置、そういうこともしなければいけないようになるのではないかと思うのですけれども、これは大蔵省でしょうか。

○説明員(藤井直樹君) いま、おっしゃいました踏切道の問題は、実は三ヶ年計画という中に踏切道はございせんので、通学路に關しての御質問じゃないかと思いますが、通学路に關しましては、今度の法律は、一般の交通安全施設とまた別に、通学路に關して特別な措置を促進しようという事でございまして、その結果、こししの末に全体の計画がまとまりますれば、通学路に關する量というものが相当はつきりしてまいります。その際、それではその他の分と合わせてどうするかということになりますと事業量が全体はつきりいたしましたときに検討が行なわれることになるわけでございます。いま、おっしゃいましたように、その分は、直ちに一般のものがそれだけ不足するということになるかどうか。それは各地方公共団体からどういふ計画が出てまいるか、そのうちまた三ヶ年計画としてどれを実施すべきかという事をきめた上でないと、ちょっと全体の方向を申し上げるわけにはいかないと思います。とにかく、この法律に従いまして、通学路に關しては非常に優先的に早くやるという、そういうような効果がでてまいると思ひます。

○大倉精一君 これは、私は強く要望しておきますが、今度は採択基準が引き下げられましたから、それだけ事業量がふえるわけですね。そういったしますと通学路でふえた分がほかの安全施設のほうに食い込んでいくことになる、通学路の安全施設は整備をされ、促進されていくと思

うのですが、その部分だけほかの交通安全施設の分に食い込んで、そちらのほうに穴があいたのでは、差し引きゼロになる。これは、そういう場合には、四十三年度の予算においてそういう現象が起らないように、予算措置を十分しなければ、せっかく御努力を願つても、そちらのほうに穴があいたのでは、これはどうも効果が上がらないことになるのではないかと思います。ですから、これはきょうは要望しておきますが、そういう方向に食い込まないように予算措置をしてもいいと思います。それから、もう一つ気にかかると、先ほど石井さんからお話がありましたが、まあ、國あるいはその他が指定する踏切道、その事業事業についての法律で、これは、ですから、あと規定されていない、事業の対象にならない危険な場所、踏切、こういうものについて、先般からいろいろ意見を申し上げ、質問しているように、行政指導ということが非常に大事ではないかと思うのです。心配になるのは、こういううまいに事業をやるところを指定されまると、その他の危険な箇所なり、踏切などというものについて非常に軽く見られて、行政指導が等閑に付されるということとがあるのではないかと。こういうことが心配になるんですけれども、これはそういうことのないように厳重に皆さんのほうに忠告しますが、これに對してひとつ調査室長の御意見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(宮崎清文君) 踏切道の改良につきましては、この緊急措置法案に載らないものにつきましては、一つは現行の踏切道改良促進法に従つて改良をいたすのがございます。これはこれといったしまして、今後強力に推進してまいる予定でございます。

なお、それ以外のものにつきましては、御指摘のように、行政指導によりまして危険防止の措置を十分にとりたいと思ひます。

○大倉精一君 頼みます。それを実際にやってもらわないと困りますよ。たとえば、くどいようですけれども、この前、政府に危険な踏切を申し上げ

げましたが、現地においでになったかどうか。そして、おいでになったらわかる、あそこは事業をするというふうな雰囲気、所じやありません、狭い踏切ですから。しかも、これが通学、通園の通路になつておる。こういうことで、登校、下校時間だけでも市の職員でもいいし、緑のおばさんでもいいし、交通調査でもいい。だれか一人、人が立てばいい。それが一番簡単な踏切交通安全措置ですね。そういう措置をしないという、実際の効果が上がらない。こういうのですが、そういう措置もひとつ早急にやつていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(宮崎清文君) この法律案によりますと、先ほどからいろいろ御説明がございすように、單に國が補助事業の対象にする踏切道以外にも、地方の単独事業といたしまして相当数の踏切道の改良が行なわれることになるかと思ひます。したがって、現在非常に危険である踏切につきまして、その大部分がいろいろの計画に入らないものにつきましては、なお非常に危険なものがあるといいたしますれば、それは当然しるべき措置を講じなければならぬ、かように考えております。

○原田立君 ごく簡単に二、三の問題をお伺いしたいと思うのですが、従来の政府の交通安全施設等の設置状況を見ますと、既存道路の事故多発地点あるいは交通渋滞箇所等とから各種安全施設等を設置するというように、事故が起きてからやるという、いわば手直しの措置であり、本質的な解決がはかられていないと思ひます。したがって、今回のような各派共同による通学路及び踏切道の整備、構造改良等に関する緊急措置法案が提出されたわけでありまして、政府は、第五次道路整備五カ年計画が国会で成立を見た今日、今後の方針として、どのようにこの法案を生かされていくのか、その点はいかがでしょう、建設省関係。

○政府委員(養輪健二郎君) ただいま先生のおつ

しやられましたように、交通安全施設の整備というものは、既存の道路について非常に交通安全施設が不足のものをまず補うということをやつた次第でございます。また、これから通園、通学路についてさらに一層の安全施設を設けていきたい。さらに五カ年計画でつくりまします新たな道路、ことに國道のバイパスみたいな四車線の道路につきましては、当然改良事業をやる際に、そういう安全施設は全部完了してから供用開始をしたいと考えておる次第でございます。

○原田立君 学童または幼児が学校または幼稚園、保育所等に通過するため指定された通学路及び緊急に交通安全の確保を必要とする道路、これらは八月三十一日になればわかるそうでありまして、概略全国でどのくらいあるか、御承知であつたらばお教え願ひたい。

○政府委員(養輪健二郎君) この法律によりまして、八月三十一日までに各市町村の計画が果まで出てくるのでございますが、現在われわれ通学、通園路についてのいろいろな予備的な調査になりましたが、そういう調査をやっております。これでは概算が出ると思つたのでございまして、非常に原にによりましてアンバランスが起きた。というのは、われわれのほうの調査の対象としたものは、特に百人以上の学童、園児が通るようなところについての交通安全施設はどのくらい必要かというふうな形で調査いたしましたところ、例を言いますと、一つの県では横断歩道橋が――これは補助の分でございまして、一橋というふうな県もございまして、また、別な県では横断歩道橋が九十橋あるというふうなこともあります。この辺は早急に各ブロックごとにあまり計画に差がないような形で指導していきたいというふうに考えておりますので、いまのところ、大体どの程度の横断歩道橋になるか、ちょっとはつきりした数字がつかめない状況でございます。

○原田立君 通学路及び踏切道の安全を確保するために、都道府県公安委員会及び道路管理者はこれらの交通の規制を加えることになると思ひます

が、その具体的な計画内容等についてお伺いしたい。

○政府委員(鈴木光一君) この法律の規定しております通学路等に対する交通規制でございますが、この通学路につきましては、従来からも私も推進しておりますけれども、大型車の通行の制限とか、一方通行とか、あるいは歩行者の横断禁止の箇所をつくっていくとか、いろいろその道路の状況に応じて規制を加えてまいりたいと思っております。

それから、踏切につきましては、踏切の状況に応じて大型車の通行どめ、あるいは車輛の通行どめというようなことを、踏切道の整備の促進とあわせて考えまして、状況に応じて実施してまいりたいというふうに考えております。

○原田立君 提案者のほうにちょっとお聞きをしたいんですが、学童の交通事故防止のため、児童の安全な遊び場等を緊急に確保する必要があると思っておりますが、児童公園、児童遊園地等の絶対数の足りない現在、政府は、これらに対してどのような対策を考えているかということなんですが、提案者のほうもお考えでしたら御説明願いたい。

○衆議院議員(古川丈吉君) この法律案を提案する場合に、交通安全対策としていろいろな問題が提起されたわけでございます。

その一つは、いまお話のような道路交通の安全ということを考える前に、まず子供の遊び場、都会地においては子供の適当な遊び場がない、したがって道路で遊んでたりして交通事故が多いんだと、こういう問題がありました。しかし、その問題は、子供の遊び場というものは都会地の小公園、その他児童公園等で作るものであります。これが別途のものを考えるべきだとして、今回はそれには主としてこの法案は触れておりません、そういう趣旨でございますので、よろしくお願いたします。

○政府委員(宮崎清文君) ただいま御指摘の子供の遊び場の確保は、これはきわめて大事な問題でございますので、政府といたしましては、年次計画をもちまして児童公園、それから運動公園、交通公園等の整備を目下実施中でございます。具体的に申しますと、本年度予算におきましては約七億、これはざつと申しますと、約三分の一の補助でございますが、七億の補助金をもちまして児童公園につきましましては全国七カ所、それから運動公園につきましましては全国四十カ所、河川敷の開放約二十カ所、こういうようなものを予定いたしております。なお、これは年次計画をもって急速に整備してまいりたいと思っております。

画をもちまして児童公園、それから運動公園、交通公園等の整備を目下実施中でございます。具体的に申しますと、本年度予算におきましては約七億、これはざつと申しますと、約三分の一の補助でございますが、七億の補助金をもちまして児童公園につきましましては全国七カ所、それから運動公園につきましましては全国四十カ所、河川敷の開放約二十カ所、こういうようなものを予定いたしております。なお、これは年次計画をもって急速に整備してまいりたいと思っております。

○戸田菊雄君 最後に、二点ほど補助金の問題について質問しておきたいと思うのですが、大体いまの通学路の提案を聞きまして、おおむねこの計画段階が三つあると私は判断しております。その第一は、政府計画による三カ年計画、これは大体六百億だと、こういうのですね。すでに四十一年度は二百億を大体使って、残りが四百六億、そのほかに、国と地方——都道府県なり市町村、それらの協議でもって計画を作成し、実施をする、こういうものがあります。これに使う国の予算は大体どのくらい考えられるか。それから、この地方で負担する分はどのくらい一体想定できるのか。

それからもう一つは、地方債によって実施しようという面があります。これは一体、総体的にどのくらい考慮されているのか。まあ、この三段階の計画があるというように考えるのですけれども、それらの段階的な計画における金の総額、それから、これらに対する補助金体制の問題ですね。従来やりますと、どうも国は損をしないように補助金体制を仕組まれたようです。たとえば、学校を建てるとき——小学校を建てるというときには、この補助金体制について約三分の一、中学校の場合は二分の一だと、こういうことを

いつておるのです。ところが、地域的に今度はそれと違った交付段階というのがある。たとえば、木造の場合、鉄筋の場合、いろいろ交付金額というものが違っているのですね。こういうことでやられたんでは、結局国の出し分は、計画は立てるけれども、実際の金の交付体制については少なくなる。結局地方自治体面でも負担する面が多くなる。結局受益者負担ということで、そのしわ寄せはすべてこの地域住民にかぶさってくる。こういうのが従来の状態であつたのです。だから、そういう心配は一体ないのかどうかです。今回のこの通学路、踏切道建設等に伴って、そういう心配は一切ないのか。現地でもってこれだけの費用がかかるというならば、その分に対して正確に三分の二なら三分の一、一体補助金を出していくのか、こういう点についてお伺いをしておきたい。

○政府委員(義輪健二君) 前段の、政府の計画をきめる段階の、各市町村、県の段階での交通安全の通学路に關します交通安全の総額でございます。これについては、やはりこの法律にありますように、市町村から積み上げてみないと、はっきりしたことはいえない状況でございます。先ほど言いましたように、私のほうで一応県を通じまして、どのくらい通学、通園路に要するかどうかということは一応県に調査をさせましたが、先ほど言いましたように、非常に県によりまして考えが違つておきます。また、この中で非常に問題だと思われましては、横断歩道の横断歩道橋、こういうものはわりある基準をきめれば統一したものが出てくるかと思つて、学童、園児の歩道でございますが、歩道をどの程度やるか、これが非常に大きな問題じゃないかというように考えております。いまのところ、その金額はどのくらいになるか、はつきり二百億になるか、三百億になるか、ちょっとまだ見当がつかないような状況でございます。

○戸田菊雄君 政府の三カ年計画は六百六億でしよう。これは三分の二の政府負担分だとすれば、当然地方自治体においては三分の一という計算が出てくると思うのですけれども——だから都道府県なりあるいは市町村の計画、それは政府と協議をして、一体これに対して道路の三カ年計画六百六億、それ以外に国はどれくらい考えているのか。その国の出す金額によって、地方自治体の負担分というものは割合がきまつているのだから、はつきりしていると思う。そうすると総体計画は一千億なら一千億の適用しかできないと思う。それからまた全体として、後段に言われた——あなたがいま答弁をされた、結局都道府県なり市町村の計画が上がつてこなければならぬというの、地方債での負担分だと思つて、私、私は、そうでなければ、負担割合は明確にきめて、これは実行段階でもって円滑に遂行されないということになりませんか、そういう点、心配です。だから、この国と地方自治体でもって、この三カ年計画以外に漏れたものは、一体国としてどのくらいこの予算として考えるのか、その点を聞いたのです。

○政府委員(義輪健二君) ただいま、われわれが現に四十二年に施行しております交通安全施設等の三カ年計画でございますが、これは総額が六百三億でございます。このうち道路管理者分といたしましては五百六十億でございます。この使用の方につきましては、四十一年に約四百億を使つております。で、四十二年に二百四十六億、それでございます。実はこの残りにつきまして、そのままこれを四十三年度の交通安全施設事業として実施するのではなくて、この法律が通りますと、この法律によりましてさらに学童、園児分をこれに積み上げて、新たな三カ年計画をつくるつもりでございます。で、いま先生のおっしゃいました八月三十一日に市町村の段階で計画が出る、九月三十日に県の段階で出る、さらにそれを建設省、運輸省でとりまして、そのうちだけを地方が補助の対象としてやるべきか、どれだけを地方の単独の負担でやるべきか、その段階でこれをき

めることになると思います。そういう意味で、八月三十一日の各市町村からの積み上げが来ないと、これは全体計画のうち、国が補助または負担でめんどろ見る金がどのくらいになって、地方の単独でやるのがどのくらいになるか、わからないのが現状でございます。

○戸田繁雄君　そこがわからないのですけれども、負担割合というものが明確に分解されたわけですから、この法によってですね。ですから追加工事がある、いま確かに工事突進というものは、市町村の計画なり都道府県の計画が上がってこなければ、国としても算定ができない。しかし、おおむね国は、この計画以外に追加工事としてどのくらい進めなくちゃいけないか、金の部面についてどのくらい考えるか、この点がわからないかどうかということです。

○衆議院議員(古川文吉君) いま道路局長から御説明申し上げておりますが、われわれ提案者といつたしましては、従来の計画が変更されるということが前提なんです。それで、いままでは大体道路管理者として建設省が主体としてやっておったわけですが、今度は先ほど申し上げましたとおりに、国も地方団体も国民も一致協力して交通安全対策を講ずるのだ、こういうたてまえで、地方の協議会をつくる、こういう形で下から要望を積み重ねて、そうして最後の集計で閣議決定されたものに対しては、この法律の規定に基づいて予算措置を政府に御要求すると、こういうたてまえでありますので、いまのところ、その事業量が閣議決定になるまではつきりしないわけです。けれども、少なくとも閣議決定になった分に對しましては、この法律の規定に基づく予算措置をしたいと、こういう考え方で、先ほど山田君から説明がありまし

す。

○戸田菊雄君 わかりました。それでそういう分についても、いま確立したとおり、負担割合の三分の二ということがまだ閣議決定されておりませんから、正確な言い方としては二分の一以上、三分の二以内、こういうことになると思うのですが、その負担割合は継続されるのですね。その見通しはどうですか、負担割合は。

○衆議院議員（古川文吉君） 先ほども山田君から御説明申し上げましたとおり、今後の計画、十一月末に閣議決定され、十二月三十日までを実施計画がきめられるわけですが、その計画に入る分は先ほど何回も申し上げておりますとおり、市町村の負担は現在の道路法では二分の一だ。それを上にかく三分の二に上げる。予算書で二分の一以上、三分の二以内と、こう書いてありますのできればこれから実施する。この法律が施行されてから始まる仕事は、その計画の中に入れて、そして、できればそれも三分の二の補助の対象にした。これも予算の編成のときに、それができなにかの問題はありますけれども、われわれといたしましてはそれに向かって最大の努力をする。こういう考え方でやるわけでございます。先ほど学校の基礎単価の補助率と実際の単価と違う問題に多少触れておりましたが、この問題につきましては専門の道路局長から御答弁願いたいと思いますが、これは実際の費用は、学校の単価が鉄筋なら何ほど違う、いわば補助率は三分の二であるけれども、実際はそうはならぬと、こういう問題がありますけれども、この問題は、私はそこまで開きがないと思いますけれども、その点はひとつ道路局長から説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(義輪健二郎君) 交通安全施設に限らず、道路の事業全体についてもいえることでございますが、われわれやはり実施設計書を取りまして、幾ら金がかかるかということで補助をきめておりますから、学校その他みたいには足りない金はお自分のところで出すのだということにはならない

ものと思っております。

○戸田繁雄君 最後に一点だけ、運輸大臣も参りましたから質問しておきたいのですが、交通安全施策の推進を直ちに効果的なしめるためには、政府、地方公共団体、運輸関係事業者、国民が一体となった協力関係というものが必要だろうと思うのです。そういうことで、計画の策定というし実施の場合は、地方住民の意向というものを十分反映できるように、これから対処していただきたいと思うのですが、これらについて運輸大臣の考えを明確に聞かしていただきたい。それから政府委員からもひとつお願いしたい。

○国務大臣(大橋武夫答) 交通安全の施策について地方住民の意向を十分しんしゃくするようにというお話でございますが、事柄の性質上当然さもあるべきことと存じまして、そのように努力いたしたいと存じます。

○政府委員（宮崎清文君） 現在都道府県または市町村におきまして、一般の交通安全につきましては、ほとんどすべての都道府県が交通安全対策協議会というような組織あるいは交通安全に関する県民協議会という会議を開催いたしております。て、そういう段階で一般的には地方住民の意向は十分反映されておると思っております。また、この法律案によります施設整備につきましては、都道府県、市町村におきましてそれぞれ協議会を設けることになっておりますが、この構成員の一つに学識経験者というものがございしますので、それらを十分に活用いたしまして、住民の方々の御意見を反映されるようにいたしたいと思っております。

○委員長（松澤兼人君）　ちよつと速記をとめて。

「速記中止」

○委員長（松澤兼人君）速記を始めてください。他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松澤兼人君） 御異議ないと認めます。
 それでは、これより討論に入ります。御意見の

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（松澤兼人君）御異議ないと認めます。
 それでは、これより採決に入ります。
 通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

「贊成者舉手」

よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

（三）三井物産株式会社（前身三井物産）と認めらるる決定いたします。

午後三時四十分散会

七月十日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は七月六日)

一、通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案（衆）

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 通学路に係る交通安全施設等の整備に

第三章 踏切道の構造改良及び踏切道に係る保
関する緊急措置(第四条―第八条)

安設備の整備に関する緊急措置（第九
条―第二十条）

第四章 通学路に係る交通安全施設等整備事業
及び踏切道整備事業の実施に関する費
用（第二十一条―第二十六条）

第五章 通学路及び踏切道に係る交通規制等
（第二十七条―第二十八条）

第六章 中央通学路及び踏切道交通安全対策協
議会等（第二十九条―第三十一条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、緊急に交通の安全を確保す
る必要がある通学路及び踏切道について、国及
び地方公共団体が一体となつて、総合的な計画
のもとに通学路に係る交通安全施設等整備事業
及び踏切道の構造改良に関する事業をすみやか
に実施すること等により、これらの通学路及び
踏切道における交通環境の改善を行ない、もつ
て交通事故の防止を図ることを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「道路」とは、道路法
（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をい
う。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法
第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第
八十八條第二項の規定により建設大臣が維持を
行なう道路にあつては、建設大臣）をいう。

3 この法律において「通学路」とは、児童又は幼
児が小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小
学部を含む。）又は幼稚園若しくは保育所に通
うため通行する道路の区間で、これらの施設の
敷地の出入口から五百メートルの区域内に存す
るものをいう。

4 この法律において「踏切道」とは、道路が鉄道
（新設軌道を含む。）と交差する場合におけるそ
の交差している道路の部分を含む。

5 この法律において「交通安全施設等整備事業」
とは、交通安全施設等整備事業に関する緊急措
施（昭和四十一年法律第四十五号。以下「交通
安全施設等整備事業法」という。）第二条第三項
各号に掲げる事業（道路の改築（同項第二号イに
規定する道路の改築を除く。）に伴つて行なわ
れるものを除く。）をいう。

6 この法律において「踏切道整備事業」とは、踏
切道の構造改良及び踏切道に係る保安設備の整
備に関する事業をいう。

7 この法律において「踏切道の構造改良」とは、
踏切道の舗装及び拡幅をいう。

8 この法律において「踏切道に係る保安設備の
整備」とは、踏切警報機及び踏切遮断機の整備
をいう。

（国及び地方公共団体の責務）
第三条 国及び地方公共団体は、緊急に交通の安
全を確保する必要がある通学路及び踏切道につ
いて、一体となつて、総合的な計画のもとに、
交通安全施設等整備事業、踏切道の構造改良に
関する事業等をすみやかに実施するように努め
るとともに、鉄道事業者が行なう踏切道に係る
保安設備の整備に関する事業の実施の推進に努
めなければならない。

第二章 通学路に係る交通安全施設等の整
備に関する緊急措置
（市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画）
第四条 都道府県公安委員会（道路交通法（昭和三
十五年法律第百五号）第百四十四條の規定により
権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以
下同じ。）及び市町村道の道路管理者（以下この
条においてこれを「市町村計画作成者」とい
う。）は、協議により、通学路における交通事
故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して
総理府令、建設省令で定める基準に該当する通
学路（市町村道（道路法第八十八條第二項の規定
により建設大臣が維持を行なうものを除く。）で
あるものに限る。）であつて緊急に交通の安全
を確保する必要があると認められるものについ
て、昭和四十二年度及び昭和四十三年度におい
て実施すべき交通安全施設等整備事業に関する

計画（以下「市町村通学路交通安全施設等緊急整
備計画」という。）を作成しなければならない。

2 市町村計画作成者は、市町村通学路交通安全
施設等緊急整備計画を作成する場合において
は、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協
議会（当該市町村に市町村通学路及び踏切道交通
安全対策協議会が置かれていないときは、関係
者の意見をきかなければならない。）

3 市町村計画作成者は、昭和四十二年八月三十
一日までに、市町村通学路交通安全施設等緊急
整備計画を次条第一項に規定する都道府県計画
作成者に提出しなければならない。

（都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備
計画）
第五条 都道府県公安委員会並びに道路法第十三
条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」
という。）外の一般国道及び都道府県道の道路管
理者（以下この条においてこれを「都道府県計
画作成者」という。）は、協議により、前条第一
項の総理府令、建設省令で定める基準に該当す
る通学路（指定区間外の一般国道及び都道府県
道（同法第八十八條第二項の規定により建設大
臣が維持を行なうものを除く。）であるものに
限る。）であつて緊急に交通の安全を確保する
必要があると認められるものについて、昭和四
十二年度及び昭和四十三年度において実施すべ
き交通安全施設等整備事業に関する計画を作成
し、当該計画と前条第三項の規定により提出さ
れた市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画
とを調整して、当該都道府県の通学路に係る交
通安全施設等整備事業に関する総合的な計画
（以下「都道府県総合通学路交通安全施設等緊急
整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 都道府県計画作成者は、都道府県総合通学路
交通安全施設等緊急整備計画を作成する場合に
おいては、都道府県通学路及び踏切道交通安全
対策協議会の意見をきかなければならない。

3 都道府県計画作成者は、昭和四十二年九月三
十日までに、都道府県総合通学路交通安全施設
等緊急整備計画を国家公安委員会及び建設大臣
に提出しなければならない。

（指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備
計画）
第六条 都道府県公安委員会及び建設大臣である
道路管理者は、協議により、第四条第一項の総
理府令、建設省令で定める基準に該当する通学
路（指定区間内の一般国道及び道路法第八十八
條第二項の規定により建設大臣が維持を行なう
道路であるものに限る。）であつて緊急に交通
の安全を確保する必要があると認められるもの
について、昭和四十二年度及び昭和四十三年度
において実施すべき交通安全施設等整備事業に
関する計画（以下「指定区間内通学路等交通安
全施設等緊急整備計画」という。）を作成しなけ
ればならない。

2 都道府県公安委員会及び建設大臣である道路
管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、指
定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画
を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなけ
ればならない。

3 前二項に規定する道路管理者である建設大臣
の権限は、政令で定めるところにより、地方建
設局長又は北海道開発局長に委任することがで
きる。

（交通安全施設等整備事業法の規定による交通
安全施設等整備事業として実施すべき事業に関
する計画等）
第七条 国家公安委員会及び建設大臣は、協議に
より、第五条第三項及び前条第二項の規定によ
り提出された都道府県総合通学路交通安全施設
等緊急整備計画及び指定区間内通学路等交通安
全施設等緊急整備計画に定める交通安全施設等
整備事業のうち、昭和四十二年度及び昭和四十
三年度において交通安全施設等整備事業法の規
定による交通安全施設等整備事業として実施す
べきものに関する計画の案を作成し、これに伴
い、交通安全施設等整備事業法第四条第一項に

保安設備の整備に関する事業に関する計画（以下「保安設備緊急整備計画」といふ。）の作成

第九條第二項又は第十條第二項の規定は、前項の規定による保安設備緊急整備計画の作成に

鐵道事業者は、昭和四十二年九月三十日まで、保安設備緊急整備計画を運輸大臣に提出し

なければならぬ。

(踏切道整備事業を実施すべき踏切道の指定)

本十四条 運輸大臣及び建設大臣は、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮し、事業計画、建設費等について、国土交通省、建設省及び国土交通省、建設省等が定める関係省庁と協議の上、踏切道の指定を決定する。

従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる踏切道を、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において踏切道の構造改良に関する事業を実施すべき踏切道として指定する。

とする。

状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令で定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保

する必要があると認められる踏切道を、昭和四十二年及び昭和四十三年度において踏切道に

踏切道として指定するものとする。

運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一

きは、あらかじめ、当該鉄道事業者及び道路管

業者及び都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第二項の規定による指定をしたときは、

ろにより、その旨を公示しなければならない。
(踏切道緊急整備計画)

第十五条 運輸大臣及び建設大臣は、協議によ

合踏切道緊急構造改良計画、指定区間内踏切道等緊急構造改良計画及び保安設備緊急整備計画に定める踏切道整備事業のうち、昭和四十二年及び昭和四十三年において実施すべき前条第一項の規定により指定した踏切道（以下「甲種指定踏切道」という。）及び同条第二項の指定により指定した踏切道（以下「乙種指定踏切道」という。）に係る踏切道整備事業に関する計画（以下「踏切道緊急整備計画」という。）の案を作成しなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により踏切道緊急整備計画の案を作成する場合においては、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

3 運輸大臣及び建設大臣は、前二項の規定により作成された踏切道緊急整備計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

4 運輸大臣及び建設大臣は、昭和四十二年十一月三十日まで、前項の規定による閣議の決定を求めなければならない。

5 踏切道緊急整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 昭和四十二年及び昭和四十三年において行なうべき甲種指定踏切道及び乙種指定踏切道に係る踏切道整備事業の実施の目標

二 昭和四十二年及び昭和四十三年において行なうべき甲種指定踏切道及び乙種指定踏切道に係る踏切道整備事業の量

6 運輸大臣及び建設大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、踏切道緊急整備計画を公表しなければならない。

7 第一項から第三項まで及び前二項の規定は、踏切道緊急整備計画を変更しようとする場合について準用する。

（踏切道整備事業の実施計画）

第十六条 鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道緊急整備計画に即して、運輸省令、建設省令で定めるところにより、協議により、甲種指定踏切道の構造改良に関する事業の実施計画を作成

し、運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 鉄道事業者は、踏切道緊急整備計画に即して、運輸省令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施計画を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3 前二項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び踏切道の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

4 第一項前段の規定による実施計画の提出及び第二項前段の規定による実施計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までに行なければならない。

5 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は第二項の実施計画が踏切道緊急整備計画に照らして適当でないとき、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者による変更を指示することができる。

6 第六條第三項の規定は、第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限の委任について準用する。

（踏切道整備事業の実施）
第十七条 道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、甲種指定踏切道の構造改良に関する事業を実施しなければならない。

2 鉄道事業者は、前条第二項の実施計画に従い、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業を実施しなければならない。

第十八条 道路管理者は、都道府県総合踏切道緊急構造改良計画又は指定区間内踏切道等緊急構造改良計画に従い、踏切道の構造改良に関する事業（踏切道緊急整備計画による踏切道の構造改良に関する事業として前条第一項の規定により実施すべきものを除く。）を実施しなければならない。

2 鉄道事業者は、保安設備緊急整備計画に従い、踏切道に係る保安設備の整備に関する事業

（踏切道緊急整備計画による踏切道に係る保安設備の整備に関する事業として前条第二項の規定により実施すべきものを除く。）を実施しなければならない。

（鉄道事業者の協力）
第十九条 道路管理者が踏切道の構造改良に関する事業を実施する場合においては、鉄道事業者は、当該事業の実施について、道路管理者に協力しなければならない。

（踏切道改良促進法との関係）
第二十條 この法律の規定により道路管理者及び鉄道事業者が実施すべき踏切道緊急整備事業に関しては、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の規定は、適用がないものとする。

第四章 通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施に関する費用
（通学路に係る交通安全施設等整備事業についての補助の特例）
第二十一条 国は、道路管理者が市町村道である通学路について実施する交通安全施設等整備事業のうち、交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施するものに要する費用については、道路法第五十六条及び交通安全施設等整備事業法第七條第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以上三分の二以内を当該市町村に対して補助することができる。

（踏切道緊急整備事業の実施に要する費用の負担）
第二十二條 この法律の規定による踏切道の構造改良に関する事業の実施に要する費用の負担については、鉄道事業者と道路管理者との協議により定める。

2 前項の費用のうち、同項の協議により道路管理者が負担すべき費用は、道路法の規定に基づき道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担する。

3 前章の規定による踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用は、鉄道事業者が負担するものとする。
（踏切道の構造改良に関する事業についての補助の特例）
第二十三條 国は、前条第二項の規定により市町村が負担する費用のうち、当該市町村である道路管理者が実施する踏切道緊急整備計画による踏切道の構造改良に関する事業に要するものについては、道路法第五十六条の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以上三分の二以内を当該市町村に対して補助することができる。

（踏切道緊急整備事業の実施に要する費用の負担）
第二十四條 国は、政令で定める鉄道事業者に対して、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の政令で定める鉄道事業者に対し、当該都道府県又は市町村の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

3 運輸大臣は、この法律の規定による踏切道整備事業の実施について、鉄道事業者が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方単独通学路交通安全施設等整備事業に対する国の財政上の措置）
第二十五條 国は、第八條の規定により都道府県公安委員会又は指定区間外の一般国道、都道府県道若しくは市町村道の道路管理者が実施する通学路に係る交通安全施設等整備事業に要する費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方単独踏切道構造改良事業に対する国の財政上の措置）

第十九条 道路管理者が踏切道の構造改良に関する事業を実施する場合においては、鉄道事業者は、当該事業の実施について、道路管理者に協力しなければならない。

第二十六條 国は、第十八条第一項の規定により道路管理者が都道府県総合踏切道緊急構造改良計画に従つて実施する踏切道の構造改良に関する事業に要する費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 通学路及び踏切道に係る交通規制等

(通学路及び踏切道に係る交通規制)
第二十七條 都道府県公安委員会は、通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施に即応して、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

(踏切道の統合等)

第二十八條 道路管理者は、踏切道整備事業の実施に即応して、踏切道に係る交通の安全を確保するための計画的な踏切道の統合及び踏切道に係る車両の通行制限を図るものとする。

第六章 中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会等

(中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会)

第二十九條 総理府に、附属機関として、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

2 中央協議会は、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画について審議し、及びその実施を推進するものとする。

3 中央協議会の構成員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 大蔵大臣
- 二 文部大臣
- 三 厚生大臣
- 四 運輸大臣
- 五 建設大臣
- 六 自治大臣
- 七 内閣官房長官
- 八 総理府総務長官

昭和四十二年七月二十六日印刷

九 国家公安委員会委員長

4 中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において行なう。

5 前四項に定めるもののほか、中央協議会の運営その他中央協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会)

第三十條 都道府県に、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会(以下「都道府県協議会」という。)を置く。

2 都道府県協議会は、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するために必要な緊急措置に關する計画について審議し、及びその実施を推進するものとする。

3 都道府県協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 關係地方行政機関の長

二 都道府県の教育委員会の教育長

三 警視總監又は道府県の道府県警察本部長

四 都道府県の職員のうちから当該都道府県の知事が指名する者

五 都道府県の区域内の市町村の市町村長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

六 学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命する者

(市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会)

第三十一條 市町村は、条例で、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に踏切道改良促進法第三条第一項の規定により踏切道の構造改良に相当す

昭和四十二年七月二十七日発行

る踏切道の構造の改良の方法を定めて指定した踏切道については、この法律中踏切道の構造改良に關する規定は、適用しない。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中同和对策協議会の項の次に次のように加える。

中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会
通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法(昭和四十二年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業に關する計画の内容によつて定まるが、約三百億円の見込みである。